

「在日米軍再編に伴う米軍機訓練移転」に関する主な経過

※総合開発特別委員会（平成18年12月14日）以降の経過

<平成18年>

12月14日（木）

○市議会総合開発特別委員会を開催。

<平成19年>

1月11日（木）

○航路下3地区町内会正副会長会議を開催し、市の考え方と今後の進め方を説明。

○国より、「訓練移転実施のための措置に関する日米合同委員会合意」概要が示される

1月17日（水）

○茨城県百里基地関係3市が協定を締結。

1月23日（火）

○市議会代表者会議を開催し、協定締結を説明。

1月26日（金）

○第7回在日米軍再編問題対策会議を開催し、協定内容等を説明。

○「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」を締結。

1月29日（月）

○市長が上京し、防衛大臣並びに防衛施設庁長官へ要望書を提出。

○「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会」が設立。

○「千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議」が設立。

米軍再編に係る訓練移転（共同訓練）について

平成19年1月11日
防衛施設庁

- 1 米軍再編に係る訓練移転については、昨年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、日米間で訓練移転実施のための措置について協議を行ってきましたが、本日（1月11日）、日米合同委員会において、次のとおり合意しました。

【日米合同委員会合意概要】

(1) 共同訓練計画

- ① 年度の訓練回数等は、日米間で協議し、前年度の1月を目途に公表する。
- ② 個々の共同訓練に関する訓練期日等の訓練概要については、決まり次第、関係自治体等に対し通知する。

(2) 経費負担

訓練移転の目的が、二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、米軍飛行場における訓練活動の地元に対する影響を軽減することであることに鑑み、日米両政府が訓練移転に係る経費を適切な割合で分担する。

（日米間の負担割合：日本側約3／4、米側約1／4）

(3) 共同訓練回数

訓練移転先となる自衛隊施設^{注1)}における、共同訓練回数を制限（年4回）した日米合同委員会合意を撤廃する（三沢飛行場を除く。）。

- 2 また、平成18年度の訓練移転については、嘉手納飛行場の訓練活動に伴う地元負担を早期に軽減するため、本年3月を目途に、まずは嘉手納飛行場から本土の適切な自衛隊施設への移転訓練^{注2)}を実施する考えであり、現在、移転先となる自衛隊施設等について米側と調整中です。

注1) 移転先の対象となる自衛隊施設は、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の6施設。

注2) 1回につき1～5機の米軍機が1～7日間参加する小規模訓練となる予定。

資料 3

米軍再編に係る百里基地への訓練移転に関する協定

米軍再編に係る米軍機の航空自衛隊百里基地への訓練移転に関し、東京防衛施設局長と小美玉市長、鉢田市長、行方市長の間で、下記のとおり協定する。

記

1 騒音対策

国は、訓練の移転に伴う騒音について、地元の要望を踏まえ、周辺住民の生活への影響に配慮し、騒音の実態調査を実施するなど所要の措置を積極的に講ずる。

2 安全対策

(1) 国は、共同訓練期間中における事件及び事故に適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。

なお、万が一、事件及び事故が発生した場合には、速やかに関係機関に対し通知するとともに、適切に対応する。

(2) 国は、周辺住民の不安を解消するため、局職員を現地に派遣し、共同訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。

3 地域振興策等

国は、地元の要望に配慮し、閣議決定(平成18年5月30日付「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」)を踏まえ、所要の措置を講ずるよう最大限努力する。

4 移転される米軍機の訓練形式等(共同訓練の態様)

- (1) 航空自衛隊百里基地においては、日米地位協定第2条4(b)の施設・区域として、米軍機による移転訓練を行う。
- (2) 移転訓練は、航空自衛隊との共同訓練(関連活動を含む)とする。
- (3) 共同訓練の期間は、訓練1回当たり約3日ないし15日まで、年4週間以内を維持する。

- (4) その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とする。
- (5) 国は、訓練計画について、事前に地元自治体へ通知する。

附 則

- 1 本協定の内容を見直す必要が生じた場合には、当事者間で協議するものとする。
- 2 本協定の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書5通を作成し、当事者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成19年1月17日

○ 東京防衛施設局長

小美玉市長

鉢田市長

行方市長

立会人
茨城県知事

資料 4

米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定書

平成 19 年 1 月 26 日

札幌防衛施設局
苫小牧市

米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定

米軍再編に係る米軍機の航空自衛隊千歳基地への訓練移転に関し、札幌防衛施設局長と苫小牧市長との間で、下記のとおり協定する。

記

1 千歳基地の位置付け

航空自衛隊千歳基地においては、日米地位協定第2条4（b）の施設・区域として、米軍機による移転訓練を行う。

2 生活環境の整備について

国は、千歳飛行場の周辺における騒音対策及び地域振興策等について、苫小牧市の要望を踏まえ、所要の措置を講ずるよう最大限努力する。

3 市民の安全・安心対策について

（1）国は、共同訓練期間中における事件及び事故に適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。

（2）国は、共同訓練時の事故及び米軍人等の事件が発生した時は、速やかに関係機関に対し、事実を詳細に通知するとともに、国が責任をもって対応する。

（3）国は、周辺住民の不安を解消するため、札幌防衛施設局職員を現地に派遣し、共同訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。

4 移転される米軍機の訓練形式等について

- (1) 移転訓練は、航空自衛隊との共同訓練（関連活動を含む。）とする。
- (2) 共同訓練の期間は、訓練1回当たり約3日から20日まで、年60日以内とする。
- (3) その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とする。

5 地元への情報提供について

国は、訓練計画について、事前に苫小牧市へ通知する。

附 則

本協定の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書2通を作成し、署名捺印の上、各1通を保有する。

平成19年1月26日

札幌防衛施設局長

松 本 実



苫 小 牧 市 長

山 田 博 文



防衛大臣 久間章生 様
防衛施設庁長官 北原巖男 様
防衛施設庁施設部長 渡部 厚 様

「米軍再編に係る千歳基地への訓練移
転に関する協定」締結に伴う要望書

北海道千歳市
北海道苫小牧市

「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望

平素より、千歳市、苫小牧市の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転につきましては、既に両市共に受け入れを容認しておりましたが、去る1月26日に、騒音対策や地域振興策等の生活環境の整備、市民の安全・安心対策などを内容とする「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」を札幌防衛施設局長との間で締結したところであります。

つきましては、防衛施設の安定的・継続的な使用のためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠でありますことから、協定の順守とともに騒音対策や地域振興策などの基地周辺対策の推進につきまして、地元の実情を十分ご理解いただき、特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成19年1月29日

北海道千歳市長 山口 幸太郎

北海道苫小牧市長 岩倉 博文

防衛大臣 久間 章生 様
防衛施設庁長官 北原 巖男 様
防衛施設庁施設部長 渡部 厚 様

要 望 書

(在日米軍再編に伴う訓練移転について)

苦 小 牧 市

要　望　書

在日米軍再編に伴う訓練移転につきましては、別記理由により、貴職の特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年1月29日

苫小牧市長 岩倉 博文

理　　由　　書

在日米軍再編に係る訓練移転につきましては、昨年8月28日、訓練移転の受け入れはやむを得ないものと判断し、その意思表明をしてきたところであります。

また、今般、国と「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」の締結に至ったところであります。

つきましては、生活環境整備や市民の安心・安全対策など周辺対策や地元の負担軽減のため、下記のとおり要望致しますので、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

- 1 共同訓練の態様については、協定に定める訓練形式等について、確実に遵守され、また、履行されますよう要望致します。
- 2 騒音対策や地域振興策等について、地元の意向を踏まえ、具体的な対策が講じられますよう要望致します。
- 3 市民の安心・安全対策について、事故などに適切に対処し、市民の不安を解消するため、最善の方策を講じて頂きますよう要望致します。
- 4 再編交付金につきまして、騒音が過重となることを十分配慮の上、均衡ある配分がなされるとともに、基地周辺対策に係る予算につきましても、所要の額を確保されますよう要望致します。

「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会」

設 置 要 約

平成19年1月29日

札幌防衛施設局

北海道

千歳市・苫小牧市

(設置)

第1条 米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に伴う、訓練計画の情報提供に関すること等について協議するため、「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 訓練計画に係る情報提供に関すること
- (2) 訓練実施に伴う騒音状況に関すること
- (3) 事件・事故(米軍に係るもの。)に係る連絡体制等に関すること
- (4) その他、訓練実施に伴い市民生活への重要な影響を与えると認められる事項

なお、事件・事故に係る連絡体制等に関することについては、別途設置する「千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議」において協議し、その結果等について、本連絡協議会に報告する。

(構成)

第3条 連絡協議会の構成は、札幌防衛施設局、北海道、千歳市及び苫小牧市とし、次に掲げる職にある者をもって充てる(代理出席を認める。)。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 札幌防衛施設局 | 施設部長、事業部長 |
| (2) 北海道 | 危機対策局長 |
| (3) 千歳市 | 助役 |
| (4) 苫小牧市 | 助役 |

なお、連絡協議会に議長及び副議長を置き、議長は札幌防衛施設局施設部長、副議長は札幌防衛施設局事業部長をもって充てる。

(運営)

第4条 議長は、連絡協議会の事務を掌理し、必要と判断した場合及び連絡協議会の構成員からの要請に基づき必要と判断した場合には連絡協議会を開催する。

2 副議長は、議長を助け、議長が連絡協議会に出席できない場合、議長の任務を代行する。

(幹事会)

第5条 連絡協議会の下に、幹事会を置き、連絡協議会に付すべき事項について調整する。

2 幹事会の構成は、札幌防衛施設局、北海道、千歳市及び苫小牧市とし、次に掲げる職にある者をもって充てる（代理出席を認める。）。

- (1) 札幌防衛施設局 施設企画課長、業務課長、施設対策第二課長
- (2) 北海道 危機対策局参事
- (3) 千歳市 空港・基地課長
- (4) 苫小牧市 空港港湾課長、環境保全課長

3 幹事会は、札幌防衛施設局施設企画課長（代理は業務課長。）が主宰する。

4 幹事会にオブザーバーとして、厚真町、安平町、恵庭市、北広島市、栗山町、長沼町及び由仁町の出席を認める。

(庶務)

第6条 連絡協議会及び幹事会の庶務は、札幌防衛施設局施設企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は連絡協議会の協議により議長が定め、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事会の協議により主宰者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年1月29日の連絡協議会において了解し、同日から施行する。

資料 8

千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議規約

千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議規約

(名 称)

第1条 本会は、千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会議は、千歳基地及びその周辺において米軍による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合等の対処に万全を期すため、関係機関相互間の緊密かつ迅速な連絡調整体制の整備等について連絡協議することを目的とする。

(構 成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる関係機関をもって構成する。

- (1) 北海道
- (2) 千歳市
- (3) 苫小牧市
- (4) 恵庭市
- (5) 北広島市
- (6) 長沼町
- (7) 安平町
- (8) 由仁町
- (9) 栗山町
- (10) 厚真町
- (11) 千歳市消防本部
- (12) 苫小牧市消防本部
- (13) 恵庭市消防本部
- (14) 北広島市消防本部
- (15) 南空知消防組合消防本部
- (16) 胆振東部消防組合消防本部
- (17) 北海道警察本部
- (18) 千歳警察署
- (19) 第一管区海上保安本部
- (20) 航空自衛隊千歳基地
- (21) 陸上自衛隊北部方面総監部
- (22) 札幌防衛施設局

(緊急連絡体制等の協議)

第4条 連絡会議は、米軍による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合等に対処するため、次の各号に掲げる事項について協議し、協議が整ったときは緊急措置要領を定めるものとする。

- (1) 緊急連絡体制
- (2) 被災者に対する救助活動
- (3) その他

(事故等の対応)

第5条 米軍航空事故、その他米軍に係わる事故等が発生した場合には、関係する機関はすみやかな連絡調整を行い、必要な対応をとるものとする。

(運 営)

第6条 連絡会議は、札幌防衛施設局が招集する。

2 連絡会議は、原則として毎年1回定期的に開催するほか、関係機関から要請があった場合に必要に応じて開催するものとする。

(庶 務)

第7条 連絡会議の庶務は、札幌防衛施設局事業部業務課において処理する。

附 則

この規約は、平成19年1月29日から施行する。